

# 埼玉県行政文書の重要文化財指定

埼玉県立文書館公文書担当課長 太田富康

はじめに

本特集及びそのベースである第五十四回文化財講習会の企画及び実施の契機には、「埼玉県行政文書」の文化財保護法に基づく重要文化財指定がある。本特集の諸論稿が様々な側面から行政文書にアプローチするなか、本稿の役割は「埼玉県行政文書」という個別の資料群、個別の文化財それ自体について紹介することにある。

文化財講習会では、受講者に一般県民の方が多いことから、個別文書——一件文書——簿冊という重層性を持つ行政文書の構造や近世文書と比較しての形態的特徴、部類別分類との各部ごとの特徴などを内容として話をした。一方、本誌の読者は文化財保護行政に携わる関係者が主であることから、このような資料的特徴よりも、指定にあたっての具体的な実務や、同じ行政文書（公文書）を対象とする文書管理及びアーカイブズ制度と文化財保護制度との関係に意を置いた紹介としたい。

## 一 重要文化財指定の概要

「埼玉県行政文書」の重要文化財指定に関する基本データは次のとおりである。

①指定年月日	平成二十一年七月十日
②指定番号	文部科学省告示第一〇六号
③名称	埼玉県行政文書
④指定区分	美術工芸品（歴史資料）
⑤員数	一一、二五九点
（内訳）明治期	五、七〇一点
大正期	二、二六一点
昭和期	三、一九六点
⑥所有者	埼玉県（総務部文書課）
⑦管理者	埼玉県立文書館
⑧所在の場所	さいたま市浦和区高砂四一二一十八 埼玉県立文書館

までの経過を記録しておきたい。

①にあるように、今回の指定は七月十日発行の官報号外により告示された。この文化財保護法による指定に先立ち、「埼玉県行政文書」が文化財として位置づけられたのは、埼玉県文化財保護条例による埼玉県指定有形文化財への指定（平成十八年三月十七日付）にさかのぼる。文化庁は平成八年に文化財指定の時代的範囲を近代にまで拡張し（下限の基準は第二次世界大戦終結時、すなわち昭和二十年〔一九四五〕）、近代行政文書においてもすでに、国立公文書館所蔵の公文録（太政官期の国行政文書）や京都府行政文書、山口県行政文書などを重要文化財に指定していたが、埼玉県指定文化財ではこれが最初の近代歴史資料の指定であった。

文化庁文化財部美術学芸課歴史資料部門による「埼玉県行政文書」の現地調査は平成二十年（二〇〇八）に開始され、翌二十一牟二十九日、第九回文化審議会文化財分科会において重要文化財指定についての諮問がなされた。これを受け、三月二日から四日まで第一専門調査会における調査が行われた。三月十九日、第九回文化財分科会が開催され、重要文化財指定の答申が文部科学大臣に対してなされた。

その指定価値を、文化庁文化財部は次のように記している（新指定の文化財（美術工芸品）『月刊文化財』第五四九号二〇〇九年六月）。

最初に、①指定年月日及び②指定番号に関連して、指定前後



埼玉県行政文書を保存公開する県立文書館

を知るうえでの基本資料であるとともに、首都東京に隣接した地域社会が行政との関係の中で近代化する過程を具体的に伝え、近代史研究、地方行政史研究上に重要である。

また、戦前の「文書保存規則」に基づく文書保管の状態を比較的良好に今日に伝える点は、府県行政文書の史料学上有貴重である。

この詰問は、マスコミ各紙による報道により広く公表された。新聞では、主要全国紙の埼玉地方版及び埼玉新聞が取り上げ、また、テレビ埼玉では「ニュース九三〇」のなかで特集を組んで紹介がなされた。

また、県立文書館では、「三月二十一日から四月二十六日まで、主要文書によるコーナー展示を実施、さらに四月二十八日から五月三十日まで、放送中のNHKのドラマに因んだテーマにより、第二弾のコーナー展示「重要文化財が記録する川越」を開催して「お披露目」を果たすとともに、県庁本庁舎と第二庁舎を結ぶ連絡通路においてパネル展を開催した（五月二十日～二十九日）。一方、文化庁では東京国立博物館との共催で「特集陳列 平成二十一年新指定国宝・重要文化財」を四月二十八日から五月十日まで、同館本館特別一室・特別二室で開催、「埼玉県行政文書」からは五点が展示された。

このほか、市町村関係者や地方史研究者に対しても、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会と県立文書館の共催による「国際アーカイブズの日記念公開講演会」（六月四日）や埼玉県地方

史研究会の研究発表会及び機関誌等によつて、また、県職員に對しては、総務部文書課発行の県職員向けメールマガジンの連載コラムやポスターの県庁内掲示等によつて周知を図った。七月十日の指定告示は、これらの報道や広報・普及活動等を展開していくなかでのものであつた。

なお、指定告示後も、本特集のもとなつた第五十四回文化財講習会「文化財としての行政文書の保存と活用」の開催（八月四～六日）、県立歴史と民俗の博物館常設展示による特別展示（七月二十八日～九月十三日）、埼玉県地域研究発表会における記念講演（七月十九日 吉本富男元県立文書館長「埼玉県行政文書の重文指定—文書館活動と関連して—」）、国立公文書館機関誌『アーカイブズ』第三六号特集「文化財指定された行政文書」への寄稿（七月二十四日発行）など、関係諸機関による紹介の機会を得ている。指定告示の十日前に公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）が公布されるというタイミングもあり、同法に関する日本経済新聞社産業地域研究所のレポートでも、冒頭で「埼玉県行政文書」の重要な文化財指定を取り上げている（公文書管理法が成立 立ち遅れる自治体の対応保存と公開 両にらみ必要に）、「日経グローカル」第一二八号七月二十日発行）。もちろん、県立文書館自身も、古文書解説講習会でのテキスト採用（八月二十一日）、記念歴史講座「行政文書が映し出す明治の社会」（九月十一、十九、二十六日）、記念特別展「近代をひらく鉄道 記録が伝える近代－埼玉県行

政文書という世界」（十月二十四日～十二月六日）、記念解説講座「明治の埼玉を読み解こう」（一月三十日、二月六日、三月三日）などの自主事業や、地域FM局への出演など、広報活動を引き続き展開した。文書館活動の普及・広報活動にとつて、重要な文化財指定のもたらした恩恵は、現在のところ大きなものがある。

## （二）名称と員数

次に名称についてであるが、ここまで本稿では「埼玉県行政文書」と、すべて「一」付きで表記してきた。これは、一、二五九点という員数で規定されている重要文化財としての名称を意識してのものである。すなわち、県立文書館では指定以前から埼玉県行政文書という名称を収蔵文書のグループинг、あるいは、資料群の名称として用いてきており、これとの区別が必要となるからである（以下、「一」なしの表記はこの意味でのものを示す）。

埼玉県立文書館の収蔵資料は、行政文書、古文書、地図、県史収集資料に大別され、体系や保存スペース、担当セクションなどを異にしている。なかでも、行政文書と古文書が二つの柱となるが、この際の行政文書は県立文書館にとつての母体組織である埼玉県のものを指す。行政文書であっても、たとえば旧町村役場文書は、家文書や団体文書などと同列の資料群として古文書担当で扱うことになる。埼玉県立文書館における行政文

書と古文書の区分は、その意味からいえば、埼玉県行政文書と非・埼玉県行政文書の区分となる。母体である埼玉県という組織内の移管や引継ぎという方法で収蔵される文書と、組織外部から受贈や受託という形で収集される文書との区分である。よつて、埼玉県行政文書は明治初年の立庁以来（それ以前の旧藩県からの引継文書を含め）、現在に至る文書群であり、現在もその生成を継続している。毎年度新たな受入れを続け、その総点数も増加を続ける性格のものである。埼玉県立文書館が収蔵する平成二十年度末段階での埼玉県行政文書は、一四五点（行政刊行物を除く）に達する。重要文化財としての「埼玉県行政文書」一一、二五九点はその一割にも満たない。なお、その員数（点数）の概念も両者では異なるので付記しておきたい。行政文書は、文書館への移管以前から簿冊あるいは個別フォルダー（ファイリング・システム導入後）にまとめられており、これが一点の単位となるが、保存及び利用の観点から、移管時点で分冊される場合がある。今回の指定対象範囲のものは基本的に簿冊形式であるが、文書館移管後昭和四十五年（一九七〇）に洋製本を行ない、その後に分冊も行われている。一、二五九点という重要文化財指定員数は、指定時を「現状」とし、これを基準として指定文化財としての管理をスタートさせるため、分冊後の現状の個体数を「員数」としている。これに対し、県立文書館の収蔵点数のカウントは分冊前の原型によつていている。埼玉県指定文化財指定の際の員数も

この方式に則つて七、九七一点とされた。同じ対象でありながら、県指定文化財と重要文化財で員数が大きく異なるのは主にこのためである（このほか、重要文化財指定に際しては、県では指定しなかつた埼玉県報及び社寺明細帳を加えていることによる差がある）。

### （三）重要文化財指定の範囲、所有者と管理者

このような埼玉県行政文書全体のなかでの重要文化財指定範囲について、前述「新指定の文化財（美術工芸品）」では次のように説明している。

今次、指定対象とする文書は、「文書保存規則」で永年保存とされた戦前期の行政文書一万一〇三六点を中心とし、これに「戦後期文書」のうち社寺明細帳五二点および県報に指定された京都府行政文書、山口県行政文書と同様に地方自治法の公布・施行をもつて昭和二十一年度までとする。しかし、県立文書館が収蔵する行政文書のなかには、昭和二十一年度以前の戦前期文書はいまだ多数存在するし、「戦後期文書」に位置付けられてはいるものの、社寺明細帳は作成が戦前期であるからこそ指定の対象となつたものである。このように、文化財指定文書と未指定文書の線引きは単純に年代によるものではなく、埼玉県の文書管理に関する規定類に基づいた区分や伝来の経緯によるグルーピングに基づくものとなつており、

管理者側でなければ理解しにくいものもある。所有者＝埼玉県（総務部文書課）、管理者＝埼玉県立文書館、という関係も一般には理解が及びにくいものであろう。

そこで、本稿後半は、文化財指定にあたつての考え方やアイデアとしての管理原則との関係を理解していくため、文書館収蔵の行政文書全体の体系と文化財指定対象との関係についての説明に割きたい。そのことが併せて、埼玉県庁における文書管理と文書館での保存公開への移行の歴史を紹介することになろう。

## 二 埼玉県の文書管理と埼玉県行政文書の体系

### （一）戦前期の文書区分

埼玉県立文書館収蔵行政文書は次のように体系立てられる。

埼玉県行政文書 ── 第一種文書 ──  
〔十一年以上保存文書〕 ── 戰前期文書  
〔歴史的資料〕  
〔第二種以下の有期限保存文書〕

行政刊行物

近代行政文書は、一般にその保存すべき年限による区分がなされている。埼玉県も例外ではなく、明治二十八年（一八九五）制定の文書保存規則で初めて保存年限による区分が規定された。

以来の管理制度が続いたと考えられる。

### （二）戦前期第一種保存文書

しかしながら、この間の昭和二十三年（一九四八）、県庁舎が火災で焼失し、業務のため庁舎で使われていた文書の多くを失った。このとき、前述の文庫までは延焼も及ばず、戦前期の永久保存文書は焼失を免れた。その後、新庁舎（現在の本庁舎）が落成し、その地下に集中管理のための新たな文庫が設けられたのは、同二十六年のことであつた。このため、埼玉県においては、奇しくも二十二年の地方自治法施行による地方制度の転換とほぼ軌を一にして、文庫に保存されていたそれ以前の永久保存文書群と、それ以後に作成された永久保存文書群が別個の群として管理されることとなつたのである。

文庫にあつた戦前期永久保存文書は、その後三十一年頃に再整理が施され、三八年には議会図書室に預けられた。これは、当時進められていた議会史編纂事業において、必要不可欠の歴史資料としての価値が見出されていたためであり、県庁での行政の利用を歴史的・文化的価値が上回るとしていたことを示すものでもあつた。文書整理の分類も、戦前期文書が文書類別表に基づく部類別分類によつて整理されているのに対し、戦後期文書は実際の組織（課所）別で整理されるようになり、その体系も大きく異なるものとなつた。昭和四十四年（一九六九）、県立図書館内に文書館が設置されると同時に、戦前期文書は議

このときは、「第一種 永久保存スヘキ文書、第二種 十年間保存スヘキ文書、第三種 五年間保存スヘキ文書、第四種 一年間保存スヘキ文書」の四種に文書を区分することを定め（第二条）、永久保存すべき文書（第一種）を次のように指定した（第三条）。

一 法律・規則・諸例規及之ニ関スル重要ノ通牒・往復書類

二 非常又ハ特殊ノ処分、其他事ノ創設ニ関スルモノ等ニシテ、将来ノ徵考例証トナルヘキ書類

三 国史ノ材料トナルヘキ書類

保存年限規定のなかつたこれ以前の文書に対しても、同三十一年までかけて整理し、永久保存すべき文書が確定された。

この規定は、明治三十年（一八九七）に区分を永久、十年間、一年間の三種とし、あわせて、永久保存すべき文書のうち第三条第三号（国史ノ材料トナルヘキ書類）を削除した。その後の改正はあつたものの、この保存年限制は戦後にまで継続した。さらに、それらの文書は年度終了後に簿冊に編纂し、文庫に収蔵して集中管理を図るのが、この規則による原則的な文書管理制度の流れであった。この文書管理制度及び文庫の管理は二十八年当初は内務部第一課が担つたが、三十一年の改正後は戦前期を通じて知事官房の職掌であった。戦後、その職掌は総務部の文書課、秘書課と移つたが、新たな文書処理規程が定められるのは昭和二十九年（一九五四）のことであり、それまでは戦前期

会図書室から文書館に移され、ひろく一般に公開された。この際の県立図書館（文書館）への移管は、歴史資料として県の文書管理から切り離す（県公文書としては廃棄する）ものではない。あくまで永久保存文書として、現用文書のまま知事（文書学事課）が教育委員会（県立図書館）に管理を委任するという位置付けであり、これは文書館が図書館から独立してのち、現在に至るまで変わっていない。所有者＝埼玉県（総務部文書課）、管理者＝埼玉県立文書館、という表現は、この関係を表している。

その後もこの一群は、継続的に毎年度管理委任されてくる戦後期文書とは連続・混在されることなく、完結した群として体系を異にした管理を行つてきている。たとえ、新たに管理委任されてきた文書の中に戦前期のものがあつたとしても、それらの文書は「戦後期文書」として扱われ、この一群に加えることはない。この文書群が、その後の県指定文化財の指定範囲であり、前述の文化庁による解説のなかで「文書保存規則」で永年保存とされた戦前期の行政文書一万一〇三六点」と言われているものである。

ただし、この文書保存規則が対象とする文書には、「知事官房及内務部ノ文書」第一条)という大前提がある。当時、県の組織には他に警察部があつたが、その文書は警察部で別に保存管理するという大前提があつたからである。これは戦前期を通じて変わることはなく、その永久保存文書は県立文書館に収

藏されておらず、よつて重要文化財指定にも入っていない。明治期にはこのほかに収税部や監獄があつたが、いずれも国への事務移管にともなつて文書も引き継がれたため含まれていない。以上のように、重要文化財の中核となるこの一群をより正確に範囲付ければ、「知事官房で集中管理され、昭和四十四年に範囲付ければ、「知事官房で集中管理され、昭和四十四年に文書学事課から文書館に管理委任された、明治初年から概ね昭和二十二年までの知事官房及び内務部の永久保存文書」ということになる。

今回の重要文化財指定は、前述「新指定の文化財（美術工芸品）」にあるように、「これに「戦後期文書」のうち社寺明細帳五二点および県報一七一点を加えたもの」である。このうち、「県報」とは、県の法規等の公布手段たる県の公報誌『埼玉県報』のことである。明治十九年（一八八六）八月に創刊されている。大量発行された印刷刊行物なので同一のものが各地に残ることになるが、このうち県の永久保存分としての一本は、やはり文書課から文書館に第一種文書として管理委任されている。県の法規や告示の基本となる原典であること、文書とはメディアを異にする定期刊行物であること、戦後も継続して刊行され続けたことなどから別個のグルーピングで移管され、文書整理番号も別体系で一番から割りふられている。重要文化財にはこのうちの昭和二十二年（一九四七）一月から六月発行分を綴じた簿冊までが指定の対象とされた。

### (三) 戦後期第一種保存文書

次に「戦後期文書」のうち社寺明細帳五二点についてであるが、この社寺明細帳に代表されるように、作成が昭和二十二年以前の文書でありながら、「戦後期文書」に位置付けられている文書は少なくない。文書保存規則は事件の完結した文書の文庫への引継ぎを規定していたが、長年月に及ぶ事業の文書や常に加除修正の加えられる台帳類などの文書は、各主務課で常用的に管理され続けるケースもある。文書の年度は完結の時点が基準となるので、このようにして昭和二十二年を跨いだ文書は、「戦後期文書」の体系に位置付けられることになる。社寺明細帳もそのひとつで、明治十二年（一八七九）に作成されたものであるが、その後も異同があれば加除修正がなされる台帳として使われ続けたものである。戦後、その役割を宗教法人続けたため、「戦後期文書」の範疇に属することになったものであるが、当初の作成は明治十二年という古い年代にまで遡り、また、全郡の神社、寺院及び堂庵という体系が群として確立している基本史料として指定の対象となつた。

今回の文化財指定の対象とはならなかつたものの、同様に戦前期に起源を持ちながら戦後期文書に位置付けられている文書は、一、〇〇〇点を越える。これらのなかには、出先機関（現在は地域機関と呼ばれる）の文書も含まれる。前述のように「戦前期文書」は知事官房の文庫で管理されてきた文書であり、そ

れは基本的に本庁文書であるが、県内各地に所在した出先機関にも文書は保存されており、それらは戦後の文書館設立後に保管され、やはり「戦後期文書」中に位置付けられている。農業試験場、蚕業試験場、茶業試験場、農林振興センターなどの産業振興機関、土木事務所、砂防事務所、河川改修事務所などの土木機関、あるいは、戦前の農学校や商業学校、高等女学校などの系譜をひく高等学校などの文書がまとまっている。

### (四) 「歴史的資料」

以上の永久保存文書（第一種文書、現在の規定は「十一年以上保存文書」）が現用文書であり続け、総務部文書課等からの委任を受けて文書館が管理しているものとのに対し、第一種以下の文書は規定に従い、十年間、五年間といった一定の保存年限が経過すれば廃棄される。また、作成・完結時には第一種文書であったものの、法制度の改正等により永年保存の必要がなくなり、廃棄決定されるものもある。これらは、文書管理の規定が定める有用性とは異なる歴史的・文化的な価値観により、アーカイブズとして保存する制度がない限り、すべて廃棄され残されることはない。埼玉県の場合、廃棄決定文書のなから、歴史的資料として重要なものの収集・保存を開始したのは、昭和四十四年の文書館開設からである。以後、現在に至るまで、毎年の廃棄決定文書に対する評価選別を実施し、その結果に基づく移管受け入れを継続している。よつて、この「歴史

的資料」と呼称しているグループには、第一種文書のよう

な「戦前期文書」「戦後期文書」というカテゴリ区分を設けていない。文書館のない戦前期には、これら有期限保存文書は基本的に廃棄されてしまうのが原則であつたからである。

しかしながら、その業務の性質等により、戦前期からの文書を戦後も継続的に保管してきた課所もあり、文書館設置以降に移管された中に戦前期作成の文書も含まれる。その点数は二〇〇〇点をこえる。たとえば、旧河川法に基づく河川台帳の付図は、明治二十年以来のものが河川課や土木事務所、河川改修事務所にまとまって保管されてきた。旧道路法による道路台帳付図も同様である。これらは新たな法の制定と台帳の作成により永年保存の必要がなくなつたものといえる。また、長い事業期間を要する用排水改良事業や土地改良事業では、昭和戦前期からの継続した文書が残される。明治十年代以来の県会文書(議事録、議案、常置委員会諮問答申書、参事会意見書、同諮問答申書など)は、議会事務局から移管された。戦前からの長い歴史を持つ出先機関の廃止・統合に際しては、まとまつた文書の廃棄決定と文書館への移管がなされることがある。明治十年代からの多くの文書が保管されていた蚕業試験場や、大正末期からの文書がある農業試験場、商業陳列所などである。

このほか、「行政刊行物」という、文書管理の流れとは別に単独の刊行物として配布され、受け入れられる一群の体系があるが、戦前期のものはわずかである。

以上のよう、県立文書館が保存管理している行政文書のなかには、明治初年～昭和二十二年という作成年代だけみれば、未指定文書中にも相当程度存在する。しかし、行政文書はひとつつの事案ごとに複数の文書がまとめられる。その事案が長年月に涉ることも珍しくはなく、最終的に事案が完結した時点で文書も完結する。完結後も、その後の事業遂行にとつて有用性が求められるものは移管されることなく、主務課で常用され続ける。このような関係を内包しながら文書管理が継続されていくことにより、その伝来は複雑になり、アーカイブとしての体系は、個別文書の作成年代とは必ずしも一致しなくなる。今回的重要文化財指定の対象設定は、このような戦前期から継続する文書管理の体系、それを踏まえた県立文書館における現在の管理体系を尊重した、群を基本単位としたものとなつており、それゆえに、閲覧公開という文書館の基本機能を損ねることのないものとなつてている。

#### おわりに

文化財保護法の保存と活用の対象は、指定文化財に限定されるものではなく、すべての文化財である。しかしながら、その文化財の定義(第二条)に、「その他の学術上価値の高い歴史資料」が加えられたのは昭和五十年(一九七五)のことであり、その対象年代に近代(開国期から第一次世界大戦終結時まで)

に関し、総合的な視野に立つてその保護措置を講じていくためには、文化財保護法とは異なる新たな枠組を設けることも視野に入れて検討することが必要である」と、「文化遺産」という新たな概念を用いて提言した(第3 総合的な視野に立つた文化遺産の保存・活用／2 文化遺産の保存・活用への新たな取組)。

昭和二十五年の文化財保護法策定検討の際、学術資料文化審議会等において、法の対象に近世以降の文書記録史料を学術資料として盛り込むことも検討されたが、最終的には対象外となつたという。別法として作成された「学術資料保護法」も「立ち消え」になり、その後の文化財保護法成立をうけ、日本学术会議は対象から外された自然・人文各方面にわたる学術資料の保存ならびに活用について独自の立法措置をとるよう、内閣総理大臣の諮問に対応して答申、そのなかで、公文書記録等の廃棄に際しての、学術資料として価値あるものの永久保存と利用のための方途を求めた(国文学研究資料館史料館編『史料館の歩み四十年』、一九九一年六月)。行政文書(公文書)に対する「文化財保護法とは異なる新たな枠組」は、同法制定時から始まつていたのである。

この動きは、その後の日本学術会議や歴史学会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)等による歴史資料保存運動となり、都道府県を中心とし文書館・公文書館等の設置がみられるようになつていき、昭和六十二年(一九八七)の公文書

館法成立により、この「異なる新たな枠組」も法制化されるに至った。重要文化財に指定された山口県行政文書は、日本最初の文書館である山口県文書館で保存公開されたものである。同様に京都府行政文書は二番目に、そして埼玉県行政文書は四番目に設立された文書館で保存公開してきたものである。三番手である東京都公文書館所蔵の「東京府及び東京市関連行政文書」も東京都の指定文化財となっている。「文化財保護法とは異なる新たな枠組」であるアーカイブズ制度が文化財指定を可能とし、その制度自体も評価されたといつていいのかもしれない。

さらに今年度の埼玉県行政文書指定告示と同じ七月、公文書管理法（公文書等の管理に関する法律 平成二十一年七月一日法律第六十六号）が公布された。その立法の基となつた「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の最終報告書（時を貫く記録としての公文書管理の在り方～今 国家事業として取り組む～」平成二十一年十一月四日）は「公文書の意義」を、民主主義の「根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠」とし、文化財保護法が文化財を「貴重な国民的財産である」（第四条第二項）としているのと同様に、公文書に対し「国民の貴重な共有財産である」との基本認識を示した。これを受け、公文書管理法第一条では、「公文書等」は「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録」であ

り、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であると位置付けた。適正な文書管理のみならず、「歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）の適切な保存及び利用等」を図る同法の成立により、行政文書は日々作成された時点から「国民の貴重な共有財産」「国民共有の知的資源」として管理され、歴史資料として重要なものはアーカイブズとしての永久保存が予定される。文化財保護制度による文化財定義や対象範囲の如何に関わりなく「歴史公文書等」はアーカイブズ制度によつて保存され、一定の時間経過の後に文化財としても保護の対象となるという、「異なる枠組」の関係である。

しかしながら、公文書管理法の成立は、地方公共団体における「歴史公文書等」の保護をすぐさま保証するものではない。「地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」という同法第三十四条の努力義務規定への、各団体の今後の対応にかかる。前述の「協力者会議報告」は美術・歴史資料分科会関係の「今後の課題」のなかで「個人や企業等が所蔵している歴史資料等の保存と活用については、博物館・美術館・資料館・文書館等、公共的機関の役割が大きいので、その協力を十分得るため、これら機関の機能の拡大、充実を図る必要がある」と、文書館の名もあげている。所管官庁の違う「異なる枠組」の機関と突き放すのではなく、二つの枠組の協力が求められているのである。